

重要事項説明書

この書面は、健康保険法に基づき、当ステーションが提供するサービス内容及び契約に関する重要事項を説明するものです。

サービスの内容や利用料金について、契約前に充分理解・ご納得いただくためのものです。記載内容について丁寧に説明いたしますので、ご確認をお願いします。

利用者：様

事業者：訪問看護ステーションコアビー

1.指定訪問看護サービスを提供する事業者について

(1) 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社コアビー
代表者氏名	村田 怜平
本社所在地	兵庫県尼崎市塚口本町1丁目1番6号
電話番号	06-7221-0385
法人設立年月日	2025年10月16日

(2) 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

事業所名称	訪問看護ステーションコアビー
事業所番号	
事業所所在地	兵庫県尼崎市塚口本町1丁目1番6号
電話番号	06-7221-0385
相談担当者	上田 綾

(3) 事業所の通常の事業の実施地域

尼崎市・伊丹市の全域（近隣地域も相談可）

2.運営の方針と目的

事業目的	訪問看護ステーションコアビーは、利用者の意思及び人格を尊重し、 利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。 0歳～18歳までのお子さまの健やかな発達、産前・産後のお母さまの心身ケアや、そのご家族に対し、住み慣れた地域や家庭で安心して過ごせるようお手伝いいたします。
運営の方針	1. 成長に合わせた支援：お子さまの成長段階に合わせた発達支援、お母さまの健康管理や心理的サポートなど、専門的な視点から援助を行います。 2. 多機関との連携：主治医・利用者の所在する市町村・保健センター・いくしあ・保育・教育機関等、保健医療サービスを提供するものと迅速に連携し安心・安全で質の高いケアを提供します。

	3. 心への伴走：対話と関わりを通じた「心の支援」を最優先とし、ご家族全員が笑顔で過ごせる環境づくりを目指します。
--	---

3.営業日及び営業時間

(1)営業日

営業日	月曜日～金曜日（祝日、及び12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後6時

(2) サービス提供可能日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日（祝日、及び12月30日～1月3日を除く）
サービス提供時間	午前9時～午後6時

備考 当ステーションは、上記時間外の緊急対応体制（24時間対応）はっておりません。

4.事業所の職員体制

管理者	上田 綾
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるように必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関して、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守されるために必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1. 指定訪問看護の提供に開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2. 主治医の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3. 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5. 利用者又はその家族に対し、理解しやすいよう	常勤 1名

	に指導又は説明を行います。 6. 常に利用者の心身状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7. サービス担当者会議への出席等による、関係機関との連携を図ります。 8. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	
看護職員 (看護師・准看護師)	1. 訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供した看護内容等の記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 2名 以上

5. サービスの内容及び費用について

(1) 心身の状況把握(アセスメント)

適切な支援を行うため、訪問時に以下の観察と確認を必要に応じて行います。

健康状態の確認	体温・脈拍等のバイタルサイン、睡眠、食事、排泄等の生活リズムの観察。
発達・心理状態の把握	お子さまの情緒面、対人関係、遊びや対話を通じた発達段階の確認。不登校等の場合における心理的な変化の把握。
保護者さまの状態把握	育児不安、産後の体調、メンタル面の丁寧なヒアリング。
環境把握	家庭での過ごしやすさや、学校・関係機関との連携状況の確認。

(2) 具体的な支援の3つの柱

①発達障害・不登校のお子様への支援	・ お子様一人ひとりの特性に合わせた発達支援を行います。 (遊びや対話を通じた関わり) ・ 外出が難しい不登校のお子様への心のケアと、居場所づくりのお手伝いをします。 ・ 日常生活での「困りごと」に対して、具体的なアドバイスやサポートを行います。
②産後ケア・育児不安の強い保護者様への支援	・ 助産師による低出生体重児の成長観察や、授乳・沐浴の指導を行います。

	・育児に対する不安や孤独感に寄り添い、カウンセリングや心理的サポートを行います。
③保護者様への伴走支援	・お子様への関わり方や、保護者様自身のメンタルケアに関するご相談に応じます。 ・ご家族全体が安心して生活できるよう、心に寄り添い、共に歩む支援を大切にします。

※ 医療的ケアに関する注意事項

当ステーションでは、カテーテル管理や吸引などの「医療的ケア」は原則として行いません。対話や関わりを通じた「心の支援」を優先いたします。

（２）提供するサービスの利用料金

利用料として健康保険法等に基づき、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとします。詳しくは別紙参照。

基本利用料	健康保険、公費負担医療制度に基づく法定料金をいただきます。（乳児医療、こども医療、自立支援医療、生活保護等）
自己負担額	お持ちの受給者証の種類により、実質 0 円～数千円程度となります。
交通費	無料
キャンセル料	いただきません。振替訪問にて柔軟に対応いたします。 お子さまの体調不良等で急なキャンセルが必要な場合は、可能な限り速やかにご連絡ください。

6. 支払い方法について

サービス提供月ごとの合計金額により請求いたします。

請求書の送付	利用月の翌月 10 日までにお届け（郵送または手渡し）します。
お支払い期限	請求月の末日までにお支払いください
お支払い方法	現金にて徴収

※お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除等の対象となる場合があります）

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 30 日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い

分をお支払いいただくことがあります。

※サービスの提供に先立って、健康保険証および乳幼児医療費受給者証、自立支援医療等の公費医療負担に係る受給者証を確認させていただきます。

また、住所や保険種別、受給資格に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

7. 看護師の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

1. 金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
6. 宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. 虐待の防止について

事業者は、お子さま、ご家族さまの人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止責任者の選定	管理者 上田 綾
従業員への研修	虐待防止に関する研修を定期的実施し、意識の向上を図ります。
虐待の早期発見と通報	事業所内に委員会を設置し、再発防止策や指針の整備を行います。
虐待防止委員会の設置	事業所内に委員会を設置し、再発防止策や指針の整備を行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密保持義務	当事業所の従業員は、正当な理由なく、サービス提供の上で知り得た利用者または家族の秘密を第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。
--------	---

個人情報の使用	サービス担当者会議等において、個人情報を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとします。
---------	--

10.緊急時の対応方法について

サービス提供中に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、ご家族が指定する緊急連絡先へ連絡いたします。

営業時間内 (平日午前9時～ 午後6時)	06-7221-0385
夜間・休日	当ステーションは24時間対応体制をとっておりません。緊急時は主治医、または救急医療機関・消防（119番）へご連絡ください。
家族等緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 電話番号 勤務先
主治医	医療機関名 氏名 電話番号

11.事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、関係機関等に連絡し、必要な措置を講じます。当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
補償内容	対人・対物

12.衛生管理等

当事業所の看護職員は、サービス提供にあたり、感染症の発生およびまん延を防止するため、以下の措置を講じます。

標準的な予防策の徹底	訪問前後、およびケアの実施前後には必ず手指消毒（手洗い・アルコール消毒）を行い、必要に応じて使い捨て手袋やマスク等の防護具を着用します。
健康管理	従業者は日々の検温等の健康チェックを行い、感染症の疑いがある場合は速やかに就業を制限する等の措置をとります。

13. サービス提供に関する相談・苦情窓口

利用者様およびご家族様からの相談苦情に対して、迅速かつ誠実に対応するため、以下の窓口を設置しています。

（１）当事業所の窓口

担当者	上田 綾
受付時間	月曜日から金曜日午前 9 時から午後 6 時
電話番号	06-7221-0385

（２）公的機関の窓口

当ステーションへの相談以外に、以下の公的機関へも申し立てを行うことができます。

市町村の窓口 尼崎市役所 (福祉局法人指導課)	所在地 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号 電話番号 06-6489- 受付時間 平日午前 9 時～午後 5 時
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号 電話番号 078-332-5617 受付時間 平日午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分

14. 反社会的勢力の排除

利用者またはその家族が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合は、当事業所は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

15. サービス提供の記録と保管

当事業所は、サービス提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管いたします。利用者は、自己に関する記録の閲覧および複写を求めることができます。

16. その他

本重要事項説明書に定めない事項については、健康保険法その他の関係法令の定めに従い、利用者（保護者）と当事業所が誠意をもって協議の上、決定するものとします。

本重要事項説明書の内容に変更が生じた場合には、あらかじめ利用者（保護者）に対して、変更内容を記載した書面により説明を行います。

17. 重要事項説明の年月日

重要事項説明の年月日	年	月	日
------------	---	---	---

上記内容について、関係法令の定めに従い、利用者（及びご家族）のみに規定に基づき、対して十分に説明を行いました。

事業所名	訪問看護ステーションコアビー
説明者氏名	印

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けま

した。

利用者	住所 氏名 印
代理人	住所 氏名 印